

令和6年度
成年後見制度利用促進体制整備研修

(厚生労働省委託事業)

《基礎研修》

(オンデマンド配信)

一般財団法人 長寿社会開発センター

令和6年度 成年後見制度利用促進体制整備研修《基礎研修》
(オンデマンド配信)
一般財団法人 長寿社会開発センター

目 次

○オンデマンド配信 講義内容	1
○ライブ配信 日程表	2
○オンデマンド配信受講にあたってのお願い	4
○オンデマンド配信 講師プロフィール	5
【講義①】 成年後見制度利用促進法と基本計画	13
【講義②】 権利擁護支援の理解	45
【講義③】 意思決定支援の基本	117
【講義④】 成年後見制度の基礎	169
【講義⑤】 関連諸制度について	223
【講義⑥】 市町村長申立てと地域連携ネットワーク	247
【講義⑦】 家庭裁判所について	301

オンデマンド配信 講義内容

科 目	講 師	時 間
【講義①】 成年後見制度利用促進法と 基本計画*	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室	2 時間 (120 分)
【講義②】 権利擁護支援の理解*	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 副センター長 青木 佳史 氏	2 時間 (120 分)
【講義③】 意思決定支援の基本	筑波大学人間系（一般社団法人 日本意思決定支援ネットワ ーク（SDM-Japan）代表理事） 講師 名川 勝 氏 特定非営利活動法人 ユートピア若宮 理事長 木本 光宣 氏	2.5 時間 (150 分)
【講義④】 成年後見制度の基礎*	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 副理事長 西川 浩之 氏 豊田市 福祉部 よりそい支援課 地域共生・社会参加担当長 安藤 亨 氏	3.5 時間 (210 分)
【講義⑤】 関連諸制度について*	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室	1 時間 (60 分)
【講義⑥】 市町村長申立てと地域連携 ネットワーク*	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 事務局次長 福島 健太 氏 豊田市 福祉部 よりそい支援課 地域共生・社会参加担当長 安藤 亨 氏	3 時間 (180 分)
【講義⑦】 家庭裁判所について	最高裁判所 事務総局 家庭局 第二課 課長補佐 乗田 浩平 氏	0.5 時間 (30 分)

※時間はカリキュラム上のものであり、講義内容により増減する場合があります。

※配信サイトへの動画の掲載については、作業及びシステムの都合上、順序が前後する場合があります。

※上記講義内容の科目のうち「*」の付いた講義については、令和5（2023）年度以前に作成した映像となります。

ライブ配信 日程表

(1日目) : 10月1日 (火)

時 間	科 目	講 師
	開 場	
9 : 20~9 : 25	オリエンテーション	
9 : 25~9 : 30	開会挨拶	
9 : 30~10 : 50 (研修80分)	【演習①】 権利擁護支援の広報	特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター センター長 住田 敦子 氏 一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす 代表理事 川端 伸子 氏 社会福祉法人 中土佐町社会福祉協議会 主任 有澤 希望 氏
10 : 50~11 : 00 (10分)	休 憩	
11 : 00~12 : 00 (研修60分)	【演習②】 権利擁護支援の相談支 援機能(権利擁護支援 の検討に関する場面)	一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす 代表理事 川端 伸子 氏 社会福祉法人 中土佐町社会福祉協議会 主任 有澤 希望 氏
12 : 00~13 : 00 (60分)	昼 食・休 憩	
13 : 00~15 : 40 (研修 150分) (休憩 10分)	【演習②】 権利擁護支援の相談支 援機能(権利擁護支援 の検討に関する場面)	一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす 代表理事 川端 伸子 氏 社会福祉法人 中土佐町社会福祉協議会 主任 有澤 希望 氏
15 : 40~15 : 50 (10分)	休 憩	
15 : 50~16 : 50 (研修60分)	【演習③】 市町村における協議会 運営	社会福祉法人 鯉ヶ沢町社会福祉協議会 常務理事 井上 雅哉 氏 立川市 保健医療部 高齢福祉課 在宅支援係長 石垣 裕美 氏 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
16 : 50~16 : 55 (5分)	まとめ・振り返り (第1日目)	

※上記スケジュールは現時点でのものであり、変更となる場合があります。

(2日目): 10月3日(木)

時間	科目	講師
	開場	
9:30~12:00 (研修140分) (休憩10分)	【演習④】 意思決定支援の基本	日本司法支援センター(法テラス)本部 シニア常勤弁護士 水島 俊彦 氏 一般社団法人 SADO Act 相談支援センターそらうみ 主任相談支援専門員・社会福祉士 本間 奈美 氏
12:00~13:00 (60分)	昼食・休憩	
13:00~14:50 (研修110分)	【演習⑤】 相談における権利擁護 支援の課題分析	金沢市地域包括支援センター とびうめ センター長 中 恵美 氏
14:50~15:00 (10分)	休憩	
15:00~16:30 (研修90分)	【演習⑥】 市町村長申立てと地域 連携ネットワーク	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 事務局次長 福島 健太 氏 豊田市 福祉部 よりそい支援課 地域共生・社会参加担当長 安藤 亨 氏
16:30~16:35 (5分)	まとめ・振り返り(第2日目)	
16:35	閉会	

※上記スケジュールは現時点でのものであり、変更となる場合があります。

オンデマンド配信受講にあたってのお願い

1. オンデマンド配信について

オンデマンド配信は、専用サイトに掲載する動画（事前に収録した講義）を視聴し、研修を受講いただきます。インターネット及びパソコン機器の環境等は受講者においてご準備いただき、通信料等のご負担もお願いいたします。

2. 受講方法について

別途、メールにて送付される ID・パスワードを用い、オンデマンド配信の専用サイトより受講ください。専用サイトのアドレスにつきましても、メール内にて案内いたしております。ご確認ください。

注. 専用サイトに掲載する動画の録音・撮影はご遠慮ください。また、ID・パスワードの他者への貸し出しも行わないようにしてください。

3. 動画の再生速度について

再生速度を 0.8 倍、Normal、1.5 倍、2.0 倍から選択して動画を再生できます。ご自身のご都合に合わせて視聴してください。

4. インターネット接続環境について

動画の視聴にあたり、十分な通信量が必要となりますので、有線 LAN ケーブルや安定したインターネット回線（Wi-Fi など）での受講を推奨します。

注. 動画視聴時、回線速度の状況により、自動で画質が切り替わるようになっています。また、再生が途切れ途切れになってしまう、あるいは通信量を抑えたい場合など、状況によりご自身で画質を選択することも可能です。

5. 受講者アンケートへのご協力のおお願いについて

受講者の皆様に、メールで研修受講に関するアンケートのご案内をさせていただきます。お忙しいところ恐れ入りますが、今後の研修充実のため、ぜひご協力のほどお願いいたします。

6. ライブ配信の資料について

ライブ配信の資料につきましては、別途、郵送となります。9月25日頃にお手元に届くように準備予定です。研修申込時に登録いただいたご住所宛にお送りします。

【事務局】

一般財団法人長寿社会開発センター 企画振興部 担当：山登、浅野
〒105-8446 東京都港区西新橋 3-3-1 KDX 西新橋ビル 6F
TEL 03-5470-6753/FAX 03-5470-6763/E-mail koken2@nenrin.or.jp

令和6年度 基礎研修（オンデマンド配信）

講師プロフィール 一覧

所属： 日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター

大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」

役職： 日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 副センター長

青木 佳史（あおき よしふみ）氏

◇講師プロフィール

1989年（平成元年）4月～ きづがわ共同法律事務所（大阪市浪速区所在）所属

2017年（平成29年）6月～2021年（令和3年）5月 日本弁護士連合会 「高齢者・障害者権利支援センター」センター長

2021年（令和3年）6月～ 同センター 副センター長

2021年（令和3年）3月～ 厚労省 成年後見制度利用促進専門家会議専門委員

2024年（令和6年）4月～ 法務省 法制審議会民法（成年後見関係）部会 委員

2018年（平成30年）4月～ 大阪市権利擁護地域連携ネットワーク 利用促進部会・専門相談員

2018年（平成30年）4月～ 大阪市障害者差別解消事例検討会 専門委員

2020年（令和2年）8月～ 大阪市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会認知症施策部会特別委員
その他

- ・大阪府下市町村の高齢者・障害者虐待対応アドバイザーチーム
- ・成年後見人等の受任多数
- ・社会福祉法人等事業者の顧問

◇受講生の皆様へ

成年後見制度は、権利擁護の支援における重要な手段であるとともに、その一部にすぎません。地域福祉の包括的支援体制における権利擁護支援として、地方自治体が果たすべき役割・責務として権利擁護の支援のポイントを理解いただきつつ、その中における成年後見制度活用の位置づけを考える機会にしていだければと思います。

◇ご担当プログラム

【講義②】 権利擁護支援の理解

所属：筑波大学 人間系

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク (SDM-Japan)

特定非営利活動法人 PAC ガーディアンズ

役職：講師

代表理事

理事長

名川 勝（ながわ まさる）氏

◇講師プロフィール

大学院にて障害児の指導法（特に肢体不自由）、助手の際に障害児の教育相談を経て、その後は障害者福祉領域を専攻、現職。地域生活支援、権利擁護、障害学生支援、ほかをご担当。

日本成年後見法学会理事、日本社会福祉学会会員、日本発達障害学会会員、ほかご所属。大田区自立支援協議会会長、柏市障害者自立支援協議会権利擁護部会委員、同権利擁護ネットワーク会議委員、同障害者差別解消法支援地域協議会委員ほか。

◇受講生の皆様へ

「意思決定支援」はいろんなところで用いられるようになってきているので、その立場によって「意思決定支援」においてしたいこと、しなければならないことは異なっているのが現状です。私の担当では、そのうち、支援の側からできること、できないことを中心にお伝えしています。さらに個別的な関わりや研修に関心がある方は、ご連絡ください。

担当の関係で権利擁護のことは割愛していますが、本来は権利擁護までを共に備えてこそその意思決定支援であることは、他の講師のお話から確認いただければ幸いです。

◇ご担当プログラム

【講義③】意思決定支援の基本

所属：特定非営利活動法人ユートピア若宮

役職：理事長

木本 光宣（きもと みつのぶ）氏

◇講師プロフィール

昭和47年1月15日生まれ、難産にて仮死状態での出産に伴い、脳性マヒ(1種2級)となる。

愛知県立岡崎養護学校高等部を卒業、豊田市のけやきワークス(授産施設)へ通所。その間にユートピア若宮の立ち上げに参加、同じ障がいのある仲間とボランティアさんとの共同生活を開始。その後、外資系一般企業への就労を経てユートピア若宮の職員となり、NPOを取得し理事長に就任。

現在、特定非営利活動法人ユートピア若宮(事業内容、365日24時間稼働の居宅介護・重度訪問介護、就労継続B型、福祉有償運送、自立生活センター併設)の理事長であり、ピアカウンセリングのリーダーとしても愛知県内を中心に活動。福祉教育として豊田市内の学校へ講演も多数行っている。

私的には3人の子どもの父親、趣味は競馬と美味しい店(心地いい店)探し。

その他役職等

愛知県障害者自立支援協議会委員

愛知県障害者介護給付費等不服審査会委員

愛知県ピアサポート研修企画委員

とよた市民福祉大学運営委員会運営委員

社会福祉法人豊田市事業団評議員 他

◇受講生の皆様へ

私は普段の活動の中で障害のとらえ方を医学モデルでとらえている社会を社会モデルでとらえていける社会にしていくこと(障害を分けるのではなく、インクルーシブな社会へ)をいろいろと行っています。

今回の講義でも、主に障害のとらえ方について、お話しさせていただいております。

この講義でより社会モデルを理解していただき、皆さんの活動の参考になればと思っています。

みんなで障害のとらえ方を変えて障害をなくしていきましょう。ごちゃませ！！

◇ご担当プログラム

【講義③】意思決定支援の基本

所属： 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（静岡支部）
静岡県司法書士会
役職： 副理事長
名誉会長（元会長）

西川 浩之（にしかわ ひろゆき）氏

◇講師プロフィール

平成2年 司法書士試験合格
平成3年～17年 早稲田司法書士セミナー講師
平成5年 司法書士登録
平成15年 簡裁訴訟代理等関係業務認定
平成23年～27年 静岡県司法書士会 会長（現在は名誉会長）
平成27年～令和3年 （公社）成年後見センター・リーガルサポート 専務理事
令和3年～ （公社）成年後見センター・リーガルサポート 副理事長

◇受講生の皆様へ

成年後見制度は、判断能力の不十分な人の判断能力を補うことによって、最終的には、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護することを目指すものです。単なる財産管理の制度ではなく、その人の生活や療養看護全般に関わるものであり、また、単に保護・保全だけを目的とするものではなく、その人の意思やその人らしさを尊重し、自律と保護との調和を目指すことが、法律上も規定されています。ただ、民法という法律に根拠を持ち、主に財産に関する法律行為の代理・取消し（同意）を中心とする仕組みとして構成されているために、皆さんにとっては、どのような時にどのように活用できるのか、よく分からない、と言うのが実情ではないかと思えます。

「成年後見制度の基礎」では、成年後見制度（法律）の基本的な仕組みを解説し、福祉又は行政の立場からの御質問に答える形で、その実務の運用についてできるだけわかりやすく説明することを目指します。

◇ご担当プログラム

【講義④】成年後見制度の基礎

所属：豊田市 福祉部 よりそい支援課

役職：地域共生・社会参加担当長

安藤 亨（あんどう とおる）氏

◇講師プロフィール

豊田市役所（愛知県）において、成年後見制度利用促進や権利擁護支援、地域共生社会に向けた包括的支援体制づくりに関する業務を担当（平成 26～28 年度：障がい福祉課、平成 29～令和元年度：福祉総合相談課、令和 4 年 10 月～福祉総合相談課（令和 6 年度から課名変更））。

また、令和 2 年 4 月～令和 4 年 9 月までは、厚生労働省 成年後見制度利用促進室 自治体支援係長として、各自治体の権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進や、第二期成年後見制度利用促進基本計画策定に関わった。

豊田市役所では、①市長申立て事務、②成年後見制度利用支援事業（報酬等助成）事務、③豊田市成年後見支援センター設立、④中核機関と協議会の整備・運営、⑤市民後見人の仕組みづくり・育成、⑥「豊田市成年後見制度利用促進計画」策定、といった成年後見制度利用促進において、市町村が行うべき取組を実践。また、総合相談や虐待対応、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の仕組みづくり、豊田市社会福祉協議会の運営支援担当など、関連する業務も担ってきた。

現在は、市民後見人や意思決定フォロワーの養成、重層的支援体制整備事業の実施等を通じて、総合的な権利擁護支援策の充実に努めている。

この他、厚生労働省の補助事業で作成された「体制整備の手引き（緑）」や、「実務のための手引き（黄）」「市町村計画策定の手引き（白）」「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集（水色）」の検討委員、厚生労働省の各種研究事業や愛知県委員会の委員、各種研修会の講師を通じ、市町村の体制整備支援にも従事。

◇受講生の皆様へ

私も福祉部に異動するまでは、成年後見制度自体、まったく知りませんでした。実務での経験を重ねつつ、地域連携ネットワークの関係者の皆さまから色々と教えていただきながら、ここまで来ることができました。

また、豊田市自体も「権利擁護支援のニーズがない」と言っていた時代から、様々な方の協力をいただきながら、少しずつ取組を進めたことにより、着実に体制が整ってきています。

講義では、ご本人を中心にした上で、市役所や中核機関の目線や気持ちも踏まえて、お話しさせていただきますと思います。

経験の浅い方は、研修を通じ、少しずつでよいので、色々な知識やノウハウ、視点を身に付けていただき、現場の実践でトライしてみてください。これまでも権利擁護支援に関する業務をされてきた方は、今一度立ち返る原点探しをしていただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

◇ご担当プログラム

【講義④】成年後見制度の基礎

【講義⑥】市町村長申立てと地域連携ネットワーク

所属： 兵庫県弁護士会

役職： 日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 事務局次長
S I N法律労務事務所 弁護士

福島 健太（ふくしま けんた）氏

◇講師プロフィール

- ・兵庫県弁護士会所属弁護士（2004年10月登録）
2010年1月より西宮市内にて「S I N法律労務事務所」開設
- ・兵庫県弁護士会 高齢者障害者総合支援センター運営委員会 元委員長
同センター 虐待対応専門職チーム 委員
触法障害者支援PT 元座長
- ・日弁連 高齢者障害者権利支援センター 事務局長
同センター 障害者部会 前部会長
精神障害のある人の強制入院廃止及び尊厳確立実現本部 委員
- ・全国権利擁護支援ネットワーク 代表
- ・西宮市 権利擁護推進支援システム推進委員会 副委員長
- ・宝塚市 権利擁護支援センター運営委員会 委員長
同市 自立支援協議会 けんり部会 部会長
- ・川西市 権利擁護法律相談顧問
- ・NPO法人 PASネット 理事長
- ・神戸市 長田区高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会 委員
同市 須磨区自立支援協議会 委員 他

◇受講生の皆様へ

私は、兵庫県内に設置されている権利擁護支援センターの業務や各自治体の虐待対応等につき、弁護士の立場で助言させて頂いており、その経験等を講義にてお伝えさせて頂きたいと思っております。

また、今回の講義を通じて私自身も各地の取組状況などの情報を得たり確認したりすることで、大変参考になると考えております。

宜しくお願い致します。

◇ご担当プログラム

【講義⑥】市町村長申立てと地域連携ネットワーク

所属： 最高裁判所事務総局家庭局 第二課

役職： 課長補佐

乗田 浩平（のりた こうへい）氏

◇講師プロフィール

- ・平成14年4月 裁判所事務官として採用
その後、裁判所書記官として、主に民事事件や家事事件（後見関係事件を含む）を担当（勤務地：札幌、函館）
- ・平成27年4月～ 最高裁判所事務総局家庭局で成年後見制度の運用・施策に関する事務を担当
- ・平成30年4月～ 札幌家庭裁判所（後見・財産管理センター）主任書記官
- ・令和2年4月～ 札幌地方裁判所事務局総務課課長補佐
- ・令和5年4月～ 現職
（成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた制度の運用等に関する事務を担当）

◇受講生の皆様へ

ご本人の尊厳ある生活を継続するために、成年後見制度の運用改善や地域連携ネットワークづくりに向けて、裁判所としても、都道府県や市区町村、中核機関等の皆さまと連携・協力をしながら取組を進めてまいりたいと考えています。

本講義を通して、福祉・行政の機関と裁判所がどのように連携を図ることができるのかを一緒に考え、「相互理解」を深めるきっかけとしていただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

◇ご担当プログラム

【講義⑦】家庭裁判所について
